

## パブリックコメントの実施結果について

佐世保市自殺対策計画(仮称)(案)に対するパブリック・コメントのご意見及び回答

○実施期間:令和4年10月3日(月)～令和4年11月2日(水)

○受付人数(ご意見の数):2名(12件)

No.	ご意見の内容	回 答
1	<p>子ども(若者)の自殺が一番残念なことです。</p> <p>この佐世保市自殺対策計画における重点対策は高齢者等になっています。地域プロフィールだけを見て、高齢者等に比べ子ども(若者)は少数だから、数%だからと重点対策対象ではないともとらえられます。高齢者等より将来性がある子どもや若者の自殺対策は、高齢者等より重点的に計画してもらいたいものです。</p> <p>その中でも子どものいじめ自殺問題においては、学校及び教育委員会の隠ぺい体質にも問題点があると思います。子どもたちにとって、学校や教育委員会は、「あなたの味方ですよ」という信頼を取り戻すような政策が必要です。学校行政自らを改善する政策がないので、佐世保市の政策として隠ぺい体質改善もあげるべきと思います。</p>	<p>ご意見のとおり、子ども・若者の自殺対策は大変重要なものであると考えており、本計画の中で、自殺対策を推進するうえで欠かすことのできない基本施策として、「児童生徒のSOSの出し方に関する教育」「自殺対策を支える人材の育成」等を位置づけています。障がい福祉課では、学生向けのゲートキーパー養成講座を開催しており、学校関係者等からも出前講座の依頼を受け講座を実施しております。また、令和3年度より、成人式典で啓発媒体の配布を行うなど、若者向けの自殺対策の強化に取り組んでおります。今後も関係部局等と連携し、取り組みの推進に努めます。【障がい福祉課】</p> <p>教育委員会におきましては、いじめや自殺などの問題やその対応に関しまして、児童生徒への声掛けや相談体制の充実、他機関と連携した対応、電話や一人一台端末などを活用した相談窓口の紹介など、子どもに寄りそった対応を各学校と連携して行っています。</p> <p>また、毎年、小中学校の新入生にいじめ防止啓発リーフレットを配付して、いじめ防止の啓発を行っています。さらにスクールカウンセラーの派遣や心の教室相談員の配置など、市独自の相談体制を充実させています。本市のいじめの現状については、第三者を委員とするいじめ防止対策連絡協議会で報告するとともに、委員の皆様からご意見いただいたことを参考に、学校におけるいじめ防止や解決につなげています。</p> <p>今年度は、各学校のいじめ防止体制のチェックも実施しました。その結果を受け、校長研修会において、学校がいじめを見逃さず、組織的に迅速な対応ができるよう、あらためて指導を行いました。現在、各学校では、改善計画を立て、それに基づいた取組を行っているところです。</p> <p>今後も、佐世保市の宝である子どもから、自殺者が出ないよう、子どもをしっかりと見守っていくために、教育委員会及び学校が、福祉、医療をはじめとする他の相談機関と連携し、子どもたちに寄り添った対応に努めます。【学校教育課】</p>

No.	ご意見の内容	回 答
2	<p>第4章(1)P25～「地域におけるネットワーク強化」とあるが現在ある地域のネットワークとは何を指しているのでしょうか？そしてあるとすれば今までどの様な活動をして成果を出しているのでしょうか？また庁内だけでなく…云々連携・共同する仕組みを構築するとある。言葉の羅列だけのように見えます、この取り組みが成果を出されますようお願いしています。</p>	<p>自殺は、家族関係不和、介護、看護疲れ、育児の悩み、生活苦、職場の人間関係、学校の悩み、孤独感等、複合的な原因が複雑に絡み合っており、自殺対策は、精神保健の視点だけでなく、医療・福祉・教育・労働その他の関連施策と密接な連携を図り、庁内外の関係機関がそれぞれ、自殺対策の一翼を担っているという意識を持ち、密接な連携を図りながら包括的に取り組みを実施することが重要です。</p> <p>このため、市では、平成 22 年より、庁内外の関係部署や関係機関との意見交換の場を設け、各部署、機関での自殺対策の推進に関する情報共有、協議、連携を図ることでネットワークの強化に取り組んでいます。</p> <p>本計画の策定により、さらに、庁内関係課のみならず、地域の関係機関・団体等との連携協力を強化し、より効果的な自殺対策の推進に努めていきます。【障がい福祉課】</p>
3	<p>庁内関係課～(ワーキングの会議の開催)全庁的に自殺対策の推進を図ります。例えば…何を計画して実行する予定ですか？部とか課からリーダーを出して毎週何らかの情報確認などをするのですか？</p>	<p>庁内関係課職員で構成された自殺対策庁内ワーキング会議を年 2 回程度開催し、本計画の基本施策および重点施策の取り組み内容の進捗管理や評価、自殺対策に関する情報や課題の共有を行い、適宜、事例検討も行いながら、連携体制の強化を図っていきます。また、計画書に具体的な取組内容を追記しました。【障がい福祉課】</p>
4	<p>障がい福祉課～(ワーキング会の開催)自殺対策の推進を図ります。 ➡自殺予防対策ではないのでしょうか。例えば各事業所でどのような活動を行うのですか？会議だけで終わらないように会報またはホームページ情報公開などですか？</p>	<p>本計画書での用語の使い方を検討しました。「自殺対策」の中に予防や防止という内容も含まれているという考えのもと「自殺予防対策」ではなく、「自殺対策」という言葉に統一させていただきます。ご意見ありがとうございました。</p> <p>また、自殺対策庁内ワーキング会議にて協議した結果、作成した相談窓口一覧等の媒体等につきましては、広く啓発を行っていきます。【障がい福祉課】</p>
5	<p>P26 長寿社会・地域包括センター(地域ケア会議の開催) 必要な支援体制はどこの職員を充てるのですか？新しい社会資源を探るのですか？それとも現在の体制での見直し、または下請(地域へなげかけさせるのですか)？地域は人材不足なのに？必要なのは職員の能力のスキルアップ。リ・スキリングなどで対応です。</p>	<p>地域包括支援センターにおいては「地域ケア会議」やその他の事業等で、圏域の医療や介護、企業、地域住民等と地域のネットワークを構築し、支援体制の充実を図っております。それぞれの専門性を理解し、関係機関と連携した支援を行うことで効果的な支援につながっています。【長寿社会課】</p>

No.	ご意見の内容	回 答
6	<p>生活福祉課～生活困窮者自立支援庁内連携会議の開催。連携体制は新しいシステムですか？一覧性があるシステムですか？(横断的な連携の具体的事例を紹介してください。)</p>	<p>本会議は、平成 27 年度に要綱を制定し、生活保護に至る前の生活困窮者への自立を支援するため、本市の関係各課等が問題意識・情報を共有して連携を図ることを目的として年に 1 回開催しています。</p> <p>会議の内容としては、生活困窮者自立支援制度及び各課所管の制度に関する事項、自立相談支援機関である社会福祉協議会の取組や支援事例等の紹介、意見交換です。支援事例の紹介や各課の業務を理解することで、市民の方に接する際に、異変に気付いたり、各課の担当へ繋ぎやすくなります。また会議で出された意見や質問については、集約して各課へ回答することで情報共有を図り、一覧性が高くなるよう努めています。</p> <p>この会議が元となった横断的な連携の事例については現時点ではございませんが、支援事例の共有や各課所管の制度・業務について相互理解を深めることで横断的な連携の構築を図っていきます。【生活福祉課】</p>
7	<p>(2)人材の育成 市職員・支援者・住民・若者を対象としたゲートキーパー養成とあります。市職員・ケアマネジャー・包括センター職員・事業所職員は有償での対象者としてありますが民生委員・児童委員は無償のボランティア活動です。ゲートキーパーへの育成対象者としては責任が重すぎるのではないのでしょうか？委員は日常生活で困っている困窮者などを専門家、行政へつなぐのが役目。時間数(単位)にしてどのくらいあれば生きることの包括的な支援ができるスキルができるのでしょうか？それとも委員への専門的学び(リカレント教育)の環境づくりを設計しますか？今まで委員の識見向上、福祉への学びはほとんどないのが現状では厳しい。</p> <p>また、住民を対象、若者をも養成対象者としていますが促成栽培みたいな方法で対応できるのでしょうか？P20~21 2.基本方針(1)~(6)までのことを理解してキーパーとして臨むことは難しい。目指すところはどのレベルでしょうか？講習を数回して、ことに当たる事案でないと判断します。が、いかがでしょうか？</p>	<p>ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る人のことです。ゲートキーパーの役割は、①気づき:家族や仲間の変化に気づいて、声をかける、②傾聴:本人の気持ちを尊重し、耳を傾ける、③つなぎ:早めに専門家に相談するように促す、④見守り:温かく寄り添いながら、じっくりと見守る の4点です。民生委員・児童委員の皆様の日頃の活動そのものであると思います。</p> <p>ゲートキーパーは特別な資格は必要なく、一般市民の皆様でもなり得ます。障がい福祉課では出前講座を行っておりますが、必ずしも講座を受講しなければゲートキーパーにならないというものではありません。なお、厚生労働省からどなたでもご覧いただける研修テキストや動画等が公開されています。悩みを抱える人を適切に支援するための知識や、ゲートキーパーの皆さんそれぞれの立場での役割などを知っていただくための内容となっています。周囲の人を守る取り組みとして是非ご活用いただければと思います。【障がい福祉課】</p>

No.	ご意見の内容	回 答
8	<p>P29 民生委員事業(保健福祉政策課) 手引書に現状や内容を掲載し周知を図るとあるが市内の各協議会(約 40 か所)まで出て(アウトリーチ)この事業の切迫性を伝えなければ委員には伝わらない。各委員においてもゲートキーパーの重大さがわからない。</p>	<p>ゲートキーパーの役割は、①気づき②傾聴③つなぎ④見守りの4点であり、民生委員・児童委員の皆様が普段より取組まれている内容そのものであると思います。令和 4 年度版の民生委員・児童委員の手引書には、佐世保市の自殺の現状やうつ病、相談対応に際するよくある疑問への回答や各種相談窓口等について掲載しておりますので、民生委員・児童委員の皆様のご活動の際に役立てていただければと思います。ゲートキーパー養成講座のご案内についても手引きへ掲載しておりますので、悩んでいる方の対応についてもっと学びたいという場合は、出前講座のお申込みをご検討していただければと思います。出前講座では、パワーポイントや動画等を活用してよりわかりやすく伝わるような講座になるよう努めています。また、今後、民生委員・児童委員会長会でゲートキーパー養成講座についてお知らせするなど、周知に努めていきます。【障がい福祉課】</p>
9	<p>P33 高齢者への支援体制の充実 長寿社会課 総合相談業務～離島介護サービス 11 項目あり… 高齢者の貧困、孤立、独居などからくる不安は精神的、金銭的からが多くある。長寿社会課で取り組んでいる市民後見人制度、任意後見人制度における研修、講習会を通じて支援者の育成講座、研修を予定されていますがこの箇所は後見人育成と非常に関わりが深いところではないでしょうか。各後見人との連携強化も望まれるところでは。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 佐世保市では、令和3年度に成年後見支援員養成講座を開催し、地域において判断力の低下した高齢者や障害者等を見守り支援できる方々等の養成を行っております。また、市民向けの成年後見制度の講演会や地域での説明会を開催し制度の周知を図っているところです。今後とも、成年後見制度利用促進の面からも高齢者の支援体制の充実を図ってまいりたいと考えております。【長寿社会課】</p>
10	<p>P36 2.重点施策 (1)高齢者に対する取り組みの推進と併せて可能ならば総合相談業務・権利擁護業務の中に任意後見制度の利用も可能ではないだろうか。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。任意後見制度は、元気なうちにあらかじめ公証人役場で任意後見人と契約し判断力が低下した際に財産管理や療養看護などの法律行為を任意後見人が代わりに行う制度ですが、法定後見制度と共に他の施策同様、権利擁護支援に重要であることから、今後も促進を図ってまいります。【長寿社会課】</p>

11	<p>P39 健康相談・長時間労働・面接指導 従業員 50 人未満の事業所の扱いについて</p> <p>50 人以上の職場は労働安全衛生管理者(法的根拠あり)を配置しなければなりません。専門医の相談と併せて職場実態をよく知る衛生管理者との連携も考慮しなければならないだろう。10 人~49 人の職場も何らかの対策は必要です。この際、佐世保市独自の制度(任意)にて仮称)衛生管理者の設置することなどしてみたらどうか。</p>	<p>労働者数50人未満の事業場の労働者の健康管理等に係る事業としては、産業医を選任する義務のない小規模事業場及び当該事業場の労働者に対する産業保健サービスを充実させることを目的として、全国に地域産業保健センターが設置されており、本市でも佐世保市医師会に、佐世保地域産業保健センターが設置されています。地域産業保健センターでは、小規模事業場の事業主・従業員の皆さんを対象に、労働衛生上の問題や生活習慣病など健康上の悩みなどについて、産業医から無料で健康相談等が受けられるなどの活動をされています。今後、本市といたしましては、適宜、佐世保地域産業保健センターとの連携に努めます。【障がい福祉課】</p>
12	<p>締め切りの 11 月 3 日をして白地、空欄の箇所は埋まらなかった。</p>	<p>今回のパブリックコメントで掲載した計画書(案)は、パブリックコメント実施時点での内容になっています。最終の計画書につきましては、年度内に完成予定であり、完成後は、ホームページへの掲載を行います。【障がい福祉課】</p>